

税の申告準備はお早めに！

来年2月中旬から申告相談が始まります。期間中は、会場が大変混み合い、長時間お待ちいただく場合がありますので、申告の待ち時間短縮のため次のことについてご協力をお願いします。

所得税確定申告書の電子申告について

令和7年分所得税確定申告について、会場で申告相談された所得税確定申告書（還付申告を含む）は電子申告で税務署に送付します。電子申告を行う際は利用者識別番号が必要となるため、税務署からのお知らせのはがきや通知書をお持ちの人は必ず持参してください。利用者識別番号が無い人は、申告相談時に会場で新規に取得しますので、マイナンバーカード等の本人確認書類をお持ちください。

収入金額が確認できる書類の準備

申告には令和7年中の収入金額が確認できる書類が必要です。給与所得の源泉徴収票等をご準備ください。また、令和7年中に生命保険会社等から満期保険金・一時配当金や個人年金等を受け取られた場合、それらも所得とみなされます。これらの所得金額を必要な本人確認書類は次のとおりです。

申告の際は、 マイナンバーの提示が必要です！

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入により、令和8年度町・県民税申告書および令和7年分所得税確定申告書の提出の際に、マイナンバーの記載および本人確認書類の提示が必要となります。

譲渡所得・青色申告等の申告相談について

次のような申告を希望される人は、柳井税務署で申告相談をお願いします。

- 株式や土地などの譲渡所得、山林所得、先物取引に係る雑所得
- 初めて住宅借入金等特別控除を受ける申告
- 損失申告
- 青色申告
- 初めて住宅借入金等特別控除を受ける申告
- 申告相談について
- 税務課課税第1班
- 0820(74)1008
- 国税に関することについて
- 電話相談センター
- 初めて住宅借入金等特別控除を受ける申告
- 柳井税務署
- 面接相談の受付
- 電話相談センター
- 初めて住宅借入金等特別控除を受ける申告
- 柳井税務署
- 面接相談の受付
- 0820(22)0277(代表)
- 0570(00)5901

は収入（実際に支払われた金額）から経費（掛け金等）を差し引くことによつて求めることができますので、申告の際には、生命保険会社等から発行される支払通知書等をお持ちください。

待ち時間を減らすために医療費の計算や営業・農業等の収入と経費の計算がされていない場合は、計算コーナーにご案内することになります。待ち時間の短縮のため、事前の資料整理にご協力をお願いします。

営業・農業等の収支計算をする場合

あらかじめ、毎月の収入計算や領収書を整理して、項目別に確認ができるよう、分類・集計の準備をお願いします。※平成26年1月から、営業・農業等の事業所得があるすべての人について記帳と帳簿等の保存が必要になります。記帳にあたっては、売上等の収入金額や仕入れ、その他の必要経費に関する事項を帳簿に記載し、請求書や領収書等の書類とともに5年間保存する必要があります。（記帳は、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額のみをまとめて記帳するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています）

医療費控除の申告をする場合

平成29年分の申告から、領収書の提出の代わりに『医療費控除の明細書』の添付が必要となりました。

健康保険組合等が発行する「医療費の通知」などを添付すると、明細書の記入を省略できます。領収書は「医療費を受けた人ごと」「病院・薬局ごと」に分け、それぞれの合計金額を計算しておいてください。また、医療費の払い戻しや、生命保険などの補てんを受けた場合は、その金額がわかる資料を準備しておいてください。

領収書等の注意事項

領収書や証明書は、必ず原本の準備をお願いします。○収入が公的年金のみの人 収入が公的年金のみの人は、年金支払者（日本年金機構等）から町に年金情報が通知されてきますので、町・県情報を通知されません。ただし、公的年金源泉徴収票に記載してある控除以外の控除等を追加する場合や、源泉徴収されている所得税の還付を受けたい場合は、申告が必要になります。

マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの人

マイナンバーカードをお持ちください。マイナンバーカードには顔写真が付いているので、マイナンバーカードのみでマイナンバーおよび本人の確認が可能です。



マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちでない人

ご記入いただくマイナンバーと、そのマイナンバーの持ち主であるとの確認書類が必要なため、確認書類①と②をお持ちください。

確認書類①…マイナンバーの確認書類

- 例) 通知カード*、住民票の写しましたは住民票記載事項証明書（マイナバーの記載があるものに限ります）などのうちいずれか1つ
- *「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

確認書類②…マイナンバーの持ち主であることを確認できる書類

- 例) 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳などのうちいずれか1つ（※写真表示のない身元確認書類の提示のときには、2種類以上の書類が必要です。例資格確認書とキャッシュカード等）

